

利益相反管理方針の概要

1. 目的

GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）は当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者またはあおぞら銀行グループに属する各社（内閣府令で定める者に限る。以下同じ。）が行う取引に伴って、当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係るお客さま（以下「お客さま」といいます。）の利益が不当に害されることのないよう以下のとおり、利益相反管理方針を定め、利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を適切に管理し、お客さま本位の業務運営を実現することができるよう、万全を尽くしてまいります。

2. 利益相反のおそれのある取引の特定方法

本方針で管理対象とする利益相反は、以下の二つの関係におけるものとします。

- お客さまと当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者またはあおぞら銀行グループとの間の利益相反
- お客さまと他のお客さまとの間の利益相反

当社は、利益相反のおそれのある取引を類型化し、当社が取引を行う場合に、類型およびその取引例に照らしてお客さまの利益を不当に害しないか判断・特定します。また、必要に応じて当社ビジネス部門は、利益相反管理の統括部門に、利益相反の有無に関する照会や利益相反の管理の要否・方法に関する事前協議を行います。

3. 利益相反のおそれのある取引の類型および取引例

当社は、当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者またはあおぞら銀行グループに属する各社（内閣府令で定める者に限る。以下同じ。）が行う取引が対象取引に該当するか否かを判断するにあたり、対象取引が以下の類型に該当するかどうかを検討します。これらの類型化された取引は、当社が契約等に基づく忠実義務を負っている、またはその他取引関係を通じて特段の信認義務を負っているにもかかわらず、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

- (I) 保護すべきお客さまの犠牲のもとに、当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者また

はあおぞら銀行グループが利益を得る取引または損失を避ける取引

- (II) 保護すべきお客様の利益よりも他のお客様の利益を優先する取引
- (III) 保護すべきお客様と競合する取引
- (IV) 保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じて利益を得る取引
- (V) その他お客様の利益を不当に害するおそれのある取引

4. 利益相反の管理方法

当社は利益相反となる取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う他部門を分離する方法
- (2) お取引の条件または方法を変更する方法
- (3) お取引の全部または一部を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、守秘義務に違反しない範囲でお客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

当社では、対象取引の特定および管理を一元的に行うため、営業部門からの独立性を有する利益相反管理統括部署を設置しております。また、役職員に対する研修・教育等を実施し、適切な利益相反管理について周知・徹底することを含め、あおぞら銀行グループの各社と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制の構築・運営・検証を行います。

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社が行う取引に関して検証する利益相反管理の対象となる会社の範囲は、当社、当社を所属銀行とする銀行代理業者、あおぞら銀行、その他金融業・金融商品取引業および保険業を営むあおぞら銀行の子会社・関連会社、特例業務届出者であるあおぞら銀行の子会社・関連会社です。

以上